令和5年度　新ＢＯＰ（ボップ）学童クラブ 児童募集案内

世田谷区子ども・若者部児童課児童育成担当
（区役所第２庁舎２階２０番窓口）
電　話　０３－５４３２－２３０８（直通）
ＦＡＸ　０３－５４３２－３０１６
世田谷区ホームページ
https://www.city.setagaya.lg.jp/

世田谷区では、全区立小学校内で「新ＢＯＰ事業」を実施し、放課後の自由な遊び場である「ＢＯＰ」と、放課後に児童の保護・育成を行う「新ＢＯＰ学童クラブ」を一体的に運営しています。（ＢＯＰと新ＢＯＰ学童クラブの違いについては、６ページをご覧ください。）

この案内には、新ＢＯＰ学童クラブ（以下「学童クラブ」という。）の入会申込みに関する手続きや必要書類などについて、重要なことが記載されています。入会を希望する方は、必ずお読みいただいたうえで、必要な手続きを行ってください。

※提出書類に不備等がある場合、希望日から入会できないことがあります。
　なるべく早めに申請してください。

●令和５年度　４月入会一斉受付について

受付期間　令和４年１２月６日（火）～１３日（火）〔１１日（日）を除く〕

４月からの入会を希望する方は、必ず受付期間内に申請してください。

※現在入会中の方も、継続して入会を希望する場合は、今回の一斉受付期間中に入会の申請手続きを行ってください。（年度ごとの申請となります）

※やむを得ず、一斉受付期間内に申請できなかった場合は、受付期間以降、随時入会申請は受け付けますが、**４月中に入会ができないことがあります**。

※一斉受付期間後は、職員が不在にしている場合があります。
　あらかじめ学童クラブに電話でご確認の上、申請してください。

受付時間　９：３５～１８：００
　申請内容等を確認しますので、時間に余裕を持ってお越しください。

申請方法　入会申請書に必要書類を添えて、入会を希望する（就学予定校の）学童クラブへ
保護者の方が持参して直接提出してください。（郵送不可）

決定通知　受付期間内に申請された方には、２月２８日（火）に発送予定です。
　入会が決定した方を対象に、各学童クラブで３月中に入会説明会を行います。

●５月以降の入会について

随時入会申請を受け付けます。（年度内の再入会・転校を含む。）
※就労証明書は、受付開始日以降に証明されたものを添付してください。

受付開始日　入会を希望する月の、**２か月前の同日から**

受付締切日　月の前半（１日～１５日）からの入会を希望する方：**前月１５日まで**
　月の後半（１６日～末日）からの入会を希望する方：**前月　末日まで**
　（締切日が日曜・祝日・休日の場合は、その直前の学童クラブ実施日まで）

決 定 通 知　受付締切日から２週間以内に発送します。随時入会説明を行います。

●対象児童

世田谷区在住または世田谷区立小学校在籍の小学校１～３年生で、その保護者が就労・疾病等により、放課後家庭において継続して適切に保護・育成にあたることができない家庭の児童。ただし、心身の発達等により、個別的配慮が必要な状態にある児童は６年生まで。

●入会要件

保護者がそれぞれ、以下の（１）～（４）いずれかの要件を満たすことが必要です。

（１）就労が、日曜日を除き、

①勤務の終了時間が午後３時以降（午後３時に終わる就労は該当します）の日が週に３日以上あり、かつ

②一週間の就労時間が日中２０時間以上であること。

※ 就労時間には、休憩時間を含みますが、通勤時間等の移動時間は含みません。

※ 産休中は対象になりますが、求職中、育児休業中は対象になりません。

ただし、育休復帰予定の方は、就労証明書に復帰日の記載があれば申請可能です。

※ 夜間就労を含むフルタイム就労の場合は、児童課にご相談ください。

（２）就学・看護等により、保護者が自宅にいない場合。（不在となる時間は、（１）に準じる）

（３）入院・疾病や障害等により、児童の保護・育成が困難である場合。

（居宅内療養の疾病は、常時病臥か、精神性又は感染症の疾病が対象となります。）

（４）その他明らかに、保護・育成に欠けると認められる場合。

●申請書類

（１）新ＢＯＰ学童クラブ入会申請書（児童１人につき１枚提出）

（２）就労等の状況を証明する書類　（保護者それぞれの書類をすべて揃えて提出）

入会要件	必要書類
就労	就労（予定）証明書　＊外勤は勤務先で証明、自営はご自分で証明 **（証明日は、4 月一斉受付時は 10 月 6 日以降、それ以外は入会希望日の 2 か月前以降のもの）**
就労（フリーランス等）	①　申立書　②スケジュール表（3 か月分。申請月の前月から翌月まで）
就学または技能訓練中	①　申立書　②学生証または在学(入学予定)証明書（コピー可） ③　時間割（コピー可。4 月入会時、新年度のものも追加提出が必要）
看護（在宅看護は不可）	①　申立書　②看護対象者の診断書等（コピー可）
入院・疾病・障害	①　申立書　②診断書等（概ね 3 か月以内のもの。コピー可）③入院計画書

※所定の様式以外の就労証明書、申立書は使用できません（保育園等の様式も使用できません）。

※就労証明書は、受付開始日以降(4 月一斉受付は 10 月 6 日以降)に証明してください。

※入会要件の確認のため、勤務日・勤務時間等が分かる勤務シフト表等の追加書類の提出を依頼することがあります。

※兄弟姉妹の申請を同じ学童クラブに同時に提出する場合、（２）の各書類はコピー可です。

●その他、入会申請について

（１）指定校変更を希望している方、就学相談をしている方は

指定校変更:希望している小学校の学童クラブに申請してください。

就 学 相 談:希望している(就学の可能性が高い)小学校の学童クラブに申請してください。

就学が決定した小学校と入会申請書を提出した学童クラブが異なる場合、入会申請書を提出した学童クラブにご連絡ください。変更の手続き（書類提出）が必要になります。

※就学する小学校が決定してから入会申請をすると４月入会ができない可能性があります。

必ず一斉受付期間中に入会申請をしてください。

（２）私立小学校等に通学予定の方は

原則として、通学区域の小学校の学童クラブに入会申請をしてください。区域外の学童クラブを希望する方は、事前に児童課にご相談ください。なお、区域外の学童クラブで決定後、原則、**他の学童クラブへの変更はできません。**

（３）世田谷区へ転入予定の方、区内で転居予定の方は

入会希望日時点（４月１日時点）での就学予定校の学童クラブへ入会申請をしてください。

① 転入予定の方：世田谷区での住所が確定してから申請してください。

② 転居先住所が確定している方：転居先の通学区域の学童クラブへ申請してください。

③ 転居先住所が確定していない方：一斉受付期間時点の通学区域の学童クラブへ申請してください。転居先住所が確定し、学童クラブが変更になる場合は、『入会希望変更申請書』を提出してください。

※新居の契約等が済み、新住所が確定していれば申請できます（住民登録の手続き前でも可）。

※建築中で番地が決まっている方は、就学予定校の学童クラブに申請してください（転居先住所欄には番地まで記入）。住所が号数まで確定したら、学童クラブに住所の『変更届』を提出してください。**（変更届を提出するまでは、入会が承認されません。）**

●決定通知

入会審査後、児童課から入会承認通知書をご自宅に郵送します。

利用期間は、通知書に記載された入会日から、同年度の３月３１日までです。翌年度に継続して入会を希望する場合は、翌年度の一斉受付期間中に改めて入会の申請が必要になります。

◆実施日と時間

実施日：日曜・祝日・休日・年末年始（１２月２９日～１月３日）を除き、通年実施

時　間：放課後 ～ １８：１５

学校休業日は、８：１５ ～ １８：１５

（保護者の方が指定した時間に帰宅します。）

◆利用料

月額　５，０００円（おやつ代含む。）

月の後半（１６日～末日）に入会した場合や、月の前半（１日～１５日）で退会した場合は、その月の利用料が２，５００円になります。

出席日数に関わらず、入会している月は利用料がかかります。支払方法は口座振替です。『Web口座振替受付サービスのご案内』を入会承認通知書と一緒に郵送します。

なお、未納がある場合は、入会や利用についてご相談をさせていただくことがあります。

◆利用料の減免制度

生活保護受給世帯、住民税非課税世帯、就学援助費受給世帯（給食費のみ免除の場合を除く）又は、就学援助費の認定基準に該当する世帯は、別途申請により利用料が全額免除になります。

５月上旬に免除のご案内を学童クラブから配付しますので、該当する方は学童クラブに『利用料減免申請書』を提出してください。年度ごとの免除申請が必要ですので、令和４年度に免除が承認された方も、必ず申請してください。（前年度分の申請はできません。）

また、児童の「病気」・「負傷」・「旅行」等により新ＢＯＰ（ＢＯＰおよび学童クラブ）を利用することが困難で、月の前半（１日～１５日）または後半（１６日～末日）にわたって学童クラブを欠席する場合、それぞれの期間について２，５００円が減額されます。該当する方は、事前に『利用料減免申請書』をご提出ください。

◆学童クラブ利用にあたって（概要）

詳細は、各学童クラブの入会説明会でご案内します。説明会は学童クラブのご利用について、具体的にご説明する大事な機会ですので、必ずご出席ください。

（１）お弁当　　給食がない日はお弁当を持参させてください。

（２）おやつ　　月曜日～金曜日に提供します。土曜日のおやつは持参させてください。
※食物アレルギーがあり、おやつ提供に際し配慮が必要な場合は、『食物アレルギーに関する調査票』を提出してください。

（３）ご家庭との連絡

① 放課後児童システム
児童の出欠や退所予定時間等の情報管理を放課後児童システムにて行います。また、入退室時間の連絡および緊急時等に保護者へメール送信を行います。

② 連絡帳
連絡帳は学童クラブで用意します。連絡帳で児童の状況について連絡を取り合います。

③ 家庭状況・就労状況の変更の連絡
住所・電話番号（携帯電話を含む）・勤務先・家族状況等に変更があった場合は、速やかに『変更届』を提出してください。（勤務先・勤務状況変更の場合は、新しい『就労証明書』を添付）

④ 欠席の連絡
欠席する場合は、事前に連絡してください。また、習い事等で定期的に欠席する場合は、あらかじめ連絡してください。

⑤ 退会の連絡
利用の必要がなくなる場合や、入会要件を満たさなくなる場合は、事前に『退会届』を提出してください。**『退会届』の提出がないと、学童クラブの利用がなくても、利用料がかかります。**（年度内の再入会には、再度入会申請が必要です）
なお、理由なく長期にわたり欠席が続いた、保護者が虚偽の入会申請を行っていた、入会要件に該当しなくなった、等の場合には、入会を取り消すことがあります。

⑥ 緊急時の対応
育成中に災害や緊急事態が発生した場合や、病気･事故が生じた場合は、状況によって保護者の方へ連絡し、お迎えをお願いすることがあります。

◆配慮を要する児童の受入れについて

配慮を要する児童とは、学童クラブでの育成にあたり、心身の成長･発達等による、個別的配慮が必要な児童です。

学童クラブでは、配慮を要する児童の入会希望があった場合、児童の安全確保及び対応が可能な範囲で受け入れています。

１．受入れ対象
学童クラブの入会要件を満たす小学校１～６年生の児童。

２．児童票について
児童の状況について、学童クラブでの育成にあたり必要な情報を記入いただくものです。用紙を学童クラブでお受け取りになり、入会申請時に提出してください。

３．入会面談について
新１年生及び初めて入会申請する配慮を要する児童については、新ＢＯＰ職員が保護者の方と児童同席の入会面談を行い、児童の状況についてお聞きします。

４．その他
保護者の方の同意を得た上で、保育園や幼稚園、療育機関等から児童の療育の様子や育成上の留意点について聞き取りを行う場合があります。

◆学童クラブＱ ＆ Ａ

Ｑ．育児休業から４月に復帰予定です。弟妹の保育園が決まってから申請すればいいですか。

Ａ．一斉受付期間後に申請すると４月からの入会ができない可能性があります。まずは期間中に入会申請をしてください。**（入会申請書裏面に「育児休業から４月〇日に職場復帰」と予定月だけ記入し、就労証明書を添えて学童クラブに提出します。）**
保育園が決まり、育休復帰日も決まりましたら、復帰日が明記された就労証明書を再度提出してください。入会審査が再開されます。育休復帰日が入会日となります。

Ｑ．学童クラブの定員はありますか。

Ａ．すべての学童クラブは、原則として定員を設けていません。入会要件（２ページ）を満たす方は入会いただけます。

Ｑ．子どもの帰宅時は、保護者のお迎えが必要ですか。

Ａ．学童クラブは小学校内にあるため、自力での通学（通所）が基本になります。
ただし、新１年生の入会当初や、悪天候等によりお迎えをお願いすることもあります。
お迎えについては各学童クラブの説明会でご案内します。

Ｑ．学童クラブの見学はできますか。

Ａ．見学は随時可能です。事前に各新ＢＯＰ（７ページ）にお問い合わせください。

Ｑ．入会説明会はいつ実施しますか。

Ａ．入会が決定した方を対象に、３月に各学童クラブで説明会を行います。
説明会の日程は学童クラブにより異なりますので、決定通知をご覧ください。
説明会では、学童クラブの利用や、入会前の準備等についてご案内します。
（決定通知発送が２月２８日以外の方には、別途、説明を行います。）

Ｑ．学童クラブでは、放課後から帰宅まで、どのように過ごしますか。

Ａ．以下は、ある新ＢＯＰでの１日です（夏季）。※各学童クラブにより異なります。

授業終了	ランドセルを持って新ＢＯＰ室へ。連絡帳を提出して帰宅時間を確認します。 自由遊び活動等の時間です。（出席予定の児童が来ない場合は保護者に連絡します。）
15:00	おやつの部屋に集合。おやつの時間です。
16:45	お片付けタイム
17:00	ＢＯＰ児童が帰宅します。学童児童は室内で静かな遊び、読書などの時間です。
18:15	学童クラブ終了。同じ方向のお友達と一緒に帰ります。 （帰り道が不安な場合は、必要に応じてお迎えをお願いします。）

Ｑ．保護者が緊急入院してしまいました。すぐに学童クラブを利用できますか。

Ａ．緊急の場合は、受付から１週間程度を目安に、入会審査と受け入れ準備をします。

通常はご家庭で育成している保護者（同居の祖父母を含む）が、次の項目に該当する場合が対象です。

１、死亡、行方不明等で不存在のとき。
２、傷病のため入院するとき。
３、入院する親族の看護にあたるとき。
４、災害復旧活動に従事するとき。
５、児童虐待の防止等に関する法律に基づき、児童の保護・育成が必要であると認められるとき。
６、前５号に掲げるもののほか、児童の保護・育成が必要であると区長が特に認めるとき。

※就労が決まった、引越しが決まった、などの場合は、対象にはなりません。

●新ＢＯＰのご案内

新ＢＯＰとは‥‥

少子化の進行や女性の社会進出等、子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。こうした中で、子どもの健全育成を図るには、子育て家庭への支援とともに、子どもの居場所を確保し、自由な遊びや体験・交流の場や仕組みを充実していく必要があります。そこで、世田谷区では「ＢＯＰ」と「学童クラブ」を統合した「新ＢＯＰ事業」を実施しています。

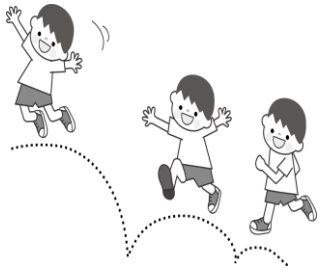

ＢＯＰとは‥‥ （ボップ＝Base Of Playing：遊びの基地）

子どもはさまざまな遊びの中から自然に創造性・自主性・社会性などを培いながら成長していきます。ところが、区内では子どもたちがのびのび遊べる広場が少なくなってきています。「ＢＯＰ」は、この広場に代わる役割を果たそうとするものです。

学童クラブとは‥‥

保護者が働いていたり病気などのため、放課後に家庭で保護・育成にあたることのできない世帯の小学校低学年の児童に、健全な遊びや安全な生活の場を提供し、一人ひとりがのびのびと安心して過ごせるよう配慮し、心身の健やかな成長を促すとともに、自立を支援することを目的に運営しています。

機能／内容	新 Ｂ Ｏ Ｐ	
	ＢＯＰ	学童クラブ
対　象	当該区立小学校に在籍する児童	区内在住または区立小学校在籍の小学校1～3年生で、保護者が就労・病気等により、放課後の保護・育成にあたれない家庭の児童。ただし、心身の発達等により、個別的配慮が必要な状態にある児童は6年生まで。
実施日	日曜・祝日・休日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除き通年実施 **※新１年生の参加は、ＢＯＰは概ね５月の連休明けから、学童クラブは４月１日から**	
活動場所	全区立小学校内	
時　間	放課後～17:00（夏季:3月～9月） 放課後～16:30（冬季:10月～2月） 子どもが自由に帰宅	放課後～18:15 学校休業日は 8:15～18:15 保護者が指定した時間に帰宅
申込方法	各校の新ＢＯＰで随時受付 （新１年生は４月以降に登録手続き）	各校の新ＢＯＰへ申請書と就労証明書等を提出。 審査のうえ決定（一斉受付期間：１２月中旬頃）
定　員	原則として設けない	
利用料	なし	月額5,000円（おやつ代を含む）
おやつ	なし	あり（土曜日のおやつは持参）
お弁当	昼食の時間は原則として帰宅（1～3年生は特別な事由がある場合は新BOPへご相談ください）	学校休業日等、給食がない日はお弁当を持参
出欠確認等	児童名簿一覧による出欠確認 （新１年生の利用開始時は参加カードによる確認）	児童名簿一覧による出欠確認 及び連絡帳・放課後児童システム

【問い合わせ先】 学童クラブ＝ 子ども・若者部 児　童　課 電話5432-2308

Ｂ Ｏ Ｐ＝ 教育委員会事務局生涯学習部 生涯学習・地域学校連携課 電話3429-4262

●新ＢＯＰ一覧（五十音順）

新ＢＯＰ（ＢＯＰ・学童クラブ）に関する問合せ等は、以下の連絡先へお願いします。
新ＢＯＰの窓口（電話等を含む）は、学校窓口とは別の窓口ですのでご注意ください。

新ＢＯＰの見学は随時可能です。ご希望の方は、あらかじめ各新ＢＯＰへご連絡ください。

新BOP名	所在地	電話番号
アカヅツミ 赤堤小新BOP	赤　堤 1-41-24	03(3323)0283
アサヒ 旭小新BOP	野　沢 1-4-3	03(3424)1538
イケジリ 池尻小新BOP	池　尻 2-4-10	03(3424)4464
イケノウエ 池之上小新BOP	北　沢 4-32-20	03(5465)1830
オクサワ 奥沢小新BOP	奥　沢 3-1-1	03(3727)2618
オヤマダイ 尾山台小新BOP	尾山台 3-11-1	03(3701)9992
カミキタザワ 上北沢小新BOP	上北沢 4-22-29	03(3303)5252
カラスヤマ 烏山小新BOP	給　田 1-2-1	03(3300)6195
カラスヤマキタ 烏山北小新BOP	北烏山 6-3-1	03(3308)1634
キタミ 喜多見小新BOP	喜多見 3-11-1	03(3416)8246
キヌタ 砧小新BOP	喜多見 6-9-1	03(3417)6949
キヌタミナミ 砧南小新BOP	鎌　田 4-3-1	03(3417)3789
キボウガオカ 希望丘小新BOP	船　橋 4-9-1	03(3484)7677
キュウデン 給田小新BOP	給　田 4-24-1	03(3308)0999
キョウサイ 京西小新BOP	用　賀 4-27-4	03(3700)6837
キョウドウ 経堂小新BOP	桜上水 1-23-3	03(3420)1788
クホンブツ 九品仏小新BOP	奥　沢 8-12-1	03(3703)6012
コマザワ 駒沢小新BOP	駒　沢 2-10-6	03(3424)9993
コマツナギ 駒繋小新BOP	下　馬 1-42-12	03(5481)0567
サクラ 桜小新BOP	世田谷 2-4-15	03(3420)5413
サクラガオカ 桜丘小新BOP	桜　丘 1-19-17	03(5477)4548
サクラマチ 桜町小新BOP	用　賀 1-5-1	03(3703)9199
ササハラ 笹原小新BOP	桜　丘 5-19-1	03(3439)0642
サンゲンヂャヤ 三軒茶屋小新BOP	三軒茶屋2-42-1	03(3421)2465
シモキタザワ 下北沢小新BOP	大　原1-4-6	03(3468)3127
シロヤマ 城山小新BOP	梅　丘 2-1-11	03(5426)3201
セタ 瀬田小新BOP	瀬　田 2-17-1	03(3700)8564
セタガヤ 世田谷小新BOP	宮　坂 1-38-4	03(3420)7260
ソシガヤ 祖師谷小新BOP	祖師谷 3-49-1	03(3482)2971
ダイザワ 代沢小新BOP	代　沢 5-1-10	03(3413)1412

※中丸小新BOPは令和4年12月頃に移転予定

新BOP名	所在地	電話番号
タイシドウ 太子堂小新BOP	太子堂 5-7-4	03(3413)2089
ダイタ 代田小新BOP	代　田 4-2-3	03(3323)3764
タマガワ 玉川小新BOP	中　町 2-29-1	03(3702)6337
タマヅツミ 玉堤小新BOP	玉　堤 2-11-1	03(3701)3424
タモン 多聞小新BOP	三　宿 2-26-11	03(3413)1722
チトセ 千歳小新BOP	成　城 9- 6-1	03(3789)3141
チトセダイ 千歳台小新BOP	千歳台 4-24-1	03(3482)0400
ツカド 塚戸小新BOP	千歳台 6-7-1	03(3300)5215
ツルマキ 弦巻小新BOP	弦　巻 1-9-18	03(3428)0276
トドロキ 等々力小新BOP	等々力 7-26-1	03(3702)3474
ナカザト 中里小新BOP	三軒茶屋 1-4-1	03(3422)2220
ナカマチ 中町小新BOP	中　町 4-23-1	03(5706)6421
ナカマル 中丸小新BOP	野　沢 3-34-16※	03(3424)3022
ハチマンヤマ 八幡山小新BOP	八幡山 1-14-1	03(3304)8396
ヒガシタマガワ 東玉川小新BOP	奥　沢 1-1-1	03(3720)6336
ヒガシフカサワ 東深沢小新BOP	深　沢 3-7-1	03(3703)9777
フカサワ 深沢小新BOP	新　町 1-4-24	03(3428)1523
フタコタマガワ 二子玉川小新BOP	玉　川 4-6-1	03(3700)7477
フナバシ 船橋小新BOP	船　橋 4-41-1	03(3482)2578
マツガオカ 松丘小新BOP	弦巻 3-16-10及び 弦巻 3-23-12	03(3429)3978
マツザワ 松沢小新BOP	赤　堤 4-44-22	03(3323)1676
マツバラ 松原小新BOP	松　原 5-43-26	03(5300)2411
ミシュク 三宿小新BOP	三　宿 1-12-6	03(3411)8121
ムサシガオカ 武蔵丘小新BOP	北烏山 1-47-11	03(3300)5059
メイセイ 明正小新BOP	成　城 3-3-1	03(3417)9412
ヤハタ 八幡小新BOP	玉川田園調布2-17-15	03(3721)8905
ヤマザキ 山崎小新BOP	梅　丘 3-9-1	03(3420)0266
ヤマノ 山野小新BOP	砧　6-7-1	03(3417)6101
ヨウガ 用賀小新BOP	上用賀 6-14-1	03(3428)0354
ロカ 芦花小新BOP	粕　谷 2-22-1	03(3302)5360
ワカバヤシ 若林小新BOP	若　林 5-27-18	03(3413)1925

入会申請書と各必要書類を
すべて揃えて、期日までに
新ＢＯＰへ提出してください！

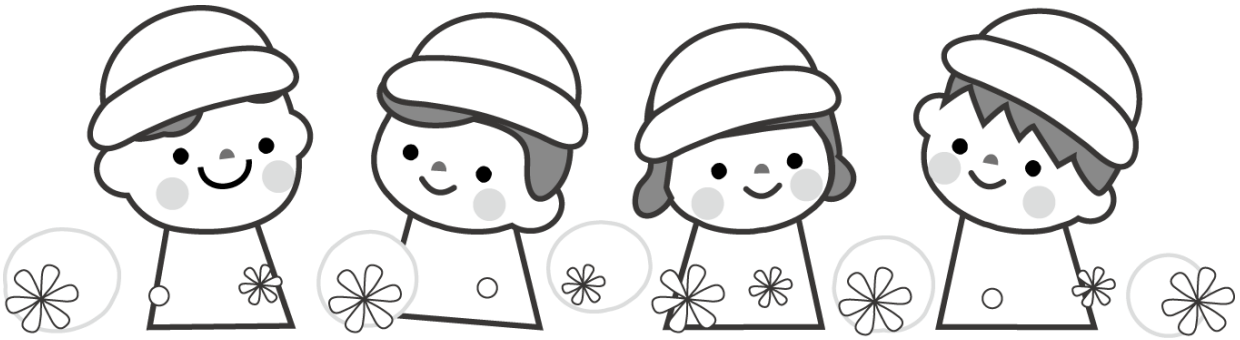

※書類不備がないか、提出前のご確認をお願いします。
書類不備がある場合、すべての書類が揃った状態で
再度提出いただきます。

第1号様式（第4条関係）

令和5年度入会用

年　　月　　日

新BOP学童クラブ入会申請書

世田谷区長　あて

次のとおり新BOP学童クラブの入会を申請します。　　（＊印の欄は職員記入欄です）

申請者（保護者）	フリガナ 氏 名		緊急連絡先・児童との関係	（1）　－　－　（自宅・携帯・勤務先）続柄〔　　〕 （2）　－　－　（自宅・携帯・勤務先）続柄〔　　〕 （3）　－　－　（自宅・携帯・勤務先）続柄〔　　〕
	現住所	〒　－ TEL　（　　）		
	転居先（予定）の住所	〒　－　（　月　日転居予定） 世田谷区 TEL　（　　）		

入会児童	フリガナ 氏 名		生年月日	平成 年　月　日	児童番号	＊
	申請時現在 〔　　〕 保育園・幼稚園・小学校等	令和5年4月1日現在（※1） 〔　　〕〔　〕 小学校　年生	指定校変更を希望する場合（※2）	本来の学区域 小学校	クラブ ＊ No.	学校 ＊ No.

（※1）年度途中入会の場合は入会希望日現在の小学校をご記入ください。

（※2）指定校変更を希望する場合は左欄に入学希望校を記入し、右欄に本来の学区域の学校名を記入してください。

指定校変更について、教育委員会へ聞き取り及び、本申請書(表面)を提出することを　**同意します　・　同意しません**

	続 柄	氏 名（フリガナ）	年齢	職業等（児童の保護・育成ができない理由）	提出書類
家族状況（入会児童以外）	保護者				就労証明書・申立書・その他（　　）
	保護者				就労証明書・申立書・その他（　　）
	同居人				
	同居人				
	同居人				
	同居人				

※保護者…同居していない場合も記入します。同居していない場合は、就労証明書等は不要です（単身赴任者等）。

同居人…兄弟や祖父母等。同住所で別世帯の場合も記入してください。未就学児の場合は、保育園名等を記入してください。

＜裏面もご記入ください＞

＊　以下すべて職員記入欄

受　付	受付日	入会希望日	受付クラブ 小新BOP学童クラブ	館長	受付職員
	受付時特記事項	・兄弟関係：　□同時申請あり　＊新規入会児童の場合：□兄姉入会歴あり（児童番号：　　） ・児童票：　□提出あり　□提出予定 ・アレルギー票 □提出あり　□提出予定　□食物アレルギー「有」だが配慮不要と保護者確認済 ・同年度再入会：①就労状況　□変更なし □変更あり　②児童票 □変更なし　③アレルギー票 □変更なし ・新年度入会：□指定校変更あり　□保育園結果待ち／育休復帰日待ち（決定：　/　頃）→□連絡あり		

入会日	入 力	入会通知発送	口座登録	課長	係長	係員
			1.未登録（案内同封） 2.既登録			

保　護　者　の　状　況

		保護者（　　）の状況	保護者（　　）の状況
就労の場合	勤務先		
	所在地		
	電話番号		
	仕事内容		
	就労日数	週　　日・週　　時間勤務（日曜日を除く）	週　　日・週　　時間勤務（日曜日を除く）
	休　日	日曜日　　土曜日（月　　回） その他（　　）	日曜日　　土曜日（月　　回） その他（　　）
	勤務時間（日曜・祝日を除く）	時　分～　時　分（　　曜日） 時　分～　時　分（　　曜日） 時　分～　時　分（　　曜日） （不規則）	時　分～　時　分（　　曜日） 時　分～　時　分（　　曜日） 時　分～　時　分（　　曜日） （不規則）
	職場復帰の場合	病気休業・育児休業　から　　月　　日に職場復帰	病気休業・育児休業　から　　月　　日に職場復帰
疾病・産休等の場合	事　由	疾病　・　産休　・　その他（　　）	疾病　・　産休　・　その他（　　）
	病名等（疾病等の場合）		
	期　間	年　月　日～　年　月　日	年　月　日～　年　月　日
	状　況	入院・自宅療養・通院（週　　回）	入院・自宅療養・通院（週　　回）
	その後の予定	職場復帰　・　その他（　　）	職場復帰　・　その他（　　）

※育児休業中は入会要件に該当しないので、ご注意ください。

【児童の状態について記入してください。】

①育成上、特に配慮を要することはありますか？　（　有　・　無　）

※心身の発達等により、個別的配慮が必要な状態にあるお子さんについては『児童票』をご提出ください。

②食物アレルギーの有無（有・無）／その他アレルギーの有無（有・無）／エピペンの所持（有・無）

※ おやつ提供に際して、食物アレルギ-による配慮が必要なお子さんについては、『食物アレルギ-に関する調査票』をご提出ください。

③その他特筆すべき事項

入会申請書 記入例（表面）

◆入会希望日時点（令和5年4月1日現在）での状況を記入してください。
◆訂正がある場合は、二重線で訂正してください。修正テープや修正液は使用しないでください。
◆鉛筆や消えるペンで記入した申請書は受付できません。黒または青のボールペンで記入してください（水性ボールペン不可）。

令和4年 12月 10日

記入日

新BOP学童クラブ入会申請書

世田谷区長　あて

早急に連絡がつく順番で記入

次のとおり新BOP学童クラブの入会を申請します。　（＊印の欄は職員記入欄です）

申請者（保護者）	フリガナ 氏名	セタガヤ　タロウ 世田谷　太朗	緊急連絡先	(1) 090-yyyy-yyyy （自宅・携帯・勤務先）続柄〔母〕 (2) 03-xxxx-xxxx （自宅・携帯・勤務先）続柄〔母〕 (3) 090-zzzz-zzzz （自宅・携帯・勤務先）続柄〔父〕
	現住所	〒154-00xx 世田谷区世田谷○-○-○○　○×マンション201　TEL 03(5678)yyyy		
	転居先（予定）の住所	〒155-00xx （3月10日転居予定） 世田谷区　北沢△ー△ー△△　3(5555)zzzz		

ページ最下部★を参照

入会児童	フリガナ 氏名	セタガヤ　ヨシコ 世田谷　良子	生年月日	平成 28年 12月 21	＊
	申請時現在	区立けやき 保育園・幼稚園・小学校等	令和5年4月1日現在（※1）	世田谷 小学校 1 年生	指定校変更を希望する場合（※2）：本来の学区域 砧 小学校 No.

指定校変更の場合は記入

指定校変更を希望している場合、○を付けてください。

（※1）年度途中入会の場合は入会希望日現在の小学校をご記入ください。
（※2）指定校変更を希望する場合は左欄に入学希望校を記入し、右欄に本来の学区域の学校名を記入してください。
指定校変更について、教育委員会へ聞き取り及び、本申請書（表面）を提出することを　同意します　・　同意しません

保護者については同居していない場合も記入

同居していない場合、就労証明書等は不要（単身赴任等）

	続柄	氏名	年齢	職業等（児童の面倒が見られない	
家族状況（入会児童以外）	保護者 父	世田谷（セタガヤ） 太朗（タロウ）	44	会社員（単身赴任）	就労証明書・申立書・その他（　　）
	保護者 母	世田谷（セタガヤ） 花子（ハナコ）	42	会社員	就労証明書・申立書・その他（　　）
	同居人 兄	世田谷（セタガヤ） 兄夫（アニオ）	22	大学生	
	同居人 妹	世田谷（セタガヤ） 妹子（イモコ）	2	○○保育園	
	同居人 祖父	世田谷（セタガヤ） 山男（ヤマオ）	68	高齢のた	
	同居人 祖母	世田谷（セタガヤ） 海子（ウミコ）	64	就労の	

令和５年４月１日（または入会希望日）現在の年齢や職業等を記入

入会児童以外の同居者全員を記入

◆保護者⇒
面倒が見られない理由について証明書が必要。
就労証明書以外の方は、申立書の裏面で必要書類を確認してください。

◆保護者以外⇒面倒が見られない理由を記入。
未就学児の場合は、保育園名等を記入。

★世田谷区へ転入予定の方、区内で転居予定の方は
・原則として、引越し先の住所が確定してから申請をしてください。（『児童募集案内』の3ページ参照）
・入会審査後、決定通知を郵送しますので、転居予定日はなるべく具体的に記入してください。

入会申請書 記入例（裏面）

複数ある場合はすべて記入。各就労先からの就労証明書が必要です。

単身赴任で就労証明書を添付しない場合も記入

		者（世田谷　太朗　）の状況	保護者（世田谷　花子）の状況
就労の場合	勤務先	△△株式会社　大阪支店	①○○株式会社　新宿支店 ②スーパー◇◇
	所在地	大阪市○○1－1－1	①新宿区○○2－2－2 ②杉並区○○3－3－3
	電話番号	06 －xxyy－zzzz	①03－xxxx－xxxx　②03－yyyy－yyyy
	仕事内容	経理事務	①②販売業務
	就労日数	週　4　日・週　28　時間勤務（日曜日を除く）	①週　5　日・週　40　時間勤務（日曜日を除く） ②週1日・週6時間
	休日	日曜日　土曜日（月　回） その他（金曜日　）	日曜日　土曜日（月　回） その他（　）
	勤務時間（日曜・祝日を除く）	9時00分～16時00分（月～木　曜日） 時　分～時　分（　曜日） 時　分～時　分（　曜日）	①9時00分～17時00分（月・水・金曜日） 10時00分～18時00分（火・木　曜日） ②9時00分～15時00分（土　曜日）
		（不規則） ローテーションにより、月2日ほど、8：00～15：00の場合あり。	（不規則）
	職場復帰の場合	病気休業・育児休業　から　月　日に職場復帰	病気休業・育児休業　から　月　日に職場復帰
疾病・産休等の場合	事由	疾病　・　産休　・　その他（　）	疾病　・　産休　・　その他（　）
	病名等（疾病等の場合）		
	期間	年　月　日～　年　月　日	
	状況	入院　・自宅療養・通院（週　回）	
	その後の予定	職場復帰　・　その他（　）	

職場復帰による入会の場合は、復帰日が明記された就労証明書を添付

産休による入会の場合は、就労証明書と申立書（出産予定日と産休期間を記入）

※育児休業中は入会要件に該当しないので、ご注意ください。

【児童の状態について記入してください。】

①育成上、特に配慮を要することはありますか？（有・無）

※心身の発達等により、個別的配慮が必要な状態にあるお子さんについては『児童票』をご提出ください。

集団になじめない。　落ち着きがない。

②食物アレルギーの有無（有・無）／その他アレルギーの有無（有・無）／エピペンの所持（有・無）

※ おやつ提供に際して、食物アレルギーによる配慮が必要なお子さんについては、『食物アレルギーに関する調査票』をご提出ください。

生卵、牛乳・乳製品

③その他特筆すべき事項

3歳の時に熱性けいれん。37.5℃以上になったら、母の携帯に連絡をください。

第1号様式(第2条関係)

令和5年度入会用

記入にあたっての注意事項

※就労証明書はすべて就労先の取扱い者が記入してください(就労者本人の記入、加筆等不可)。
ただし、就労者本人が会社・店舗の代表者の場合は、本人(代表者として)による証明で結構です。
※訂正の際は二重線を引き、証明印(社印)による訂正印が必要です(修正液・修正テープは無効)。
※週の就労日数・就労時間については、規則的でかつ幅がある場合は、常態での日数・時間を記入してください。不規則の場合は、実際の就労状況を記入してください。
※鉛筆や消えるペンで記入した就労(予定)証明書は受付できません。

就 労 (予 定) 証 明 書

年　　月　　日

裏面記入例を参照のうえ
すべての欄に記入してください。

※証明印は原則朱肉を使う印鑑を使用してください(浸透印不可)。
※朱肉を使う印鑑での押印が困難な場合には電子印での押印も可能です。
※鉛筆・消えるペンによる証明は無効です。
上部、注意事項もご確認ください。

事業所名　　印 (社印)

所 在 地

電話番号

代表者名

取扱者名

次の者は、本事業所に就労(予定)していることを証明します。

①就 労 者　氏 名				
②就 労 者　住 所				
③就 労 先	事業所名			
	住所		TEL	
④仕 事 の 内 容		(常勤・非常勤・ﾊﾟｰﾄ・ｱﾙﾊﾞｲﾄ・　　)		
⑤就労(予定)開始年月日		年　　月　　日		
⑥週の就労日数・時間数 (日曜・祝日を除いた数)		1週間のうち、 週【　　】日、 週合計【　　】時間 勤務 (休憩時間を含む、労働契約上の正規の時間)		
⑦1日の就労(予定)時間 (日曜・祝日を除く)		時　分～　時　分　【　　曜日】 時　分～　時　分　【　　曜日】 時　分～　時　分　【　　曜日】 ※不規則の場合／その他備考 ( )		
⑧最近3か月の就労状況 (有給休暇取得日は含め、日曜・祝日の勤務日は除く)		【　　】月の勤務日数　【　　】日間		
		【　　】月の勤務日数　【　　】日間		
		【　　】月の勤務日数　【　　】日間		
		※ 上記の1か月の勤務日数が15日以下(週3日勤務の方は11日以下)の月がある場合や、直近3か月の勤務日数が提出できない場合は、その理由 ( )		

	学童クラブ名	***児 童 名***
※この欄のみ保護者が記入 →	小新BOP学童クラブ	

就労（予定）証明書　記入例

◆令和5年4月1日以降の就労状況を証明してください。
◆派遣社員の方は、原則として派遣元からの証明が必要です。「③現在の就労先」が派遣先になります。

4月入会は、10月6日以降に証明してください。

証明印は原則社印(朱肉を使う印鑑)です。

事情により社印をとるのが 難しい場合や、事業所にスタンプ印しかない場合は、代表者又は人事担当者が 職名・氏名を記入し、押印（朱肉を使う印鑑）してください。
（訂正も同じ証明印を使用。小印不可。）
上記のいずれも対応が難しい場合には電子印の使用も可能です。

就 労（予 定）証 明 書

令和4年　11月　1日

事業所名　◇◇株式会社　印（社印）
所 在 地　港区○○ 3－2－1
電話番号　03-xxxx-xxxx
代表者名　新橋 大介
取扱者名　人事課長 三田 一子　印

社印がない場合や、スタンプ印しかない場合に押印

次の者は、本事業所に就労（予定）していることを証明します。

①就 労 者　氏 名		北沢　明子		
②就 労 者　住 所		世田谷区代田○ー○ー○		
③就 労 先	事業所名	◇◇株式会社		
	住所	港区○○3－2－1	TEL	03-xxxx-xxxx
④仕 事 の 内 容		○○の販売、経理事務　（常勤・非常勤・パート・アルバイト・　）		
⑤就労（予定）開始年月日		令和4 年　7 月　16 日		
⑥週の就労日数・時間数（日曜・祝日を除いた数）		1週間のうち、週【 3～4 】日、週合計【 21～28 】時間 勤務（休憩時間を含む、労働契約上の正規の時間）		
⑦1日の就労（予定）時間（日曜・祝日を除く）		10時 00分～17 時 00分　【月～金のうち3日 曜日】 8時 00分～18 時 00分のうち7時間　【 月2回 土 曜日】 時　分～　時　分　【　曜日】 ※不規則の場合／その他備考 〔　〕		
⑧最近3か月の就労状況（有給休暇取得日は含め、日曜・祝日の勤務日は除く）		【 9 】月の勤務日数　【 14 】日間 【 8 】月の勤務日数　【 15 】日間 【 7 】月の勤務日数　【 8 】日間 ※ 上記の1か月の勤務日数が15日以下（週3日勤務の方は11日以下）の月がある場合や、直近3か月の勤務日数が提出できない場合は、その理由 〔 7月：月途中の採用のため。 給与の締め日の関係で9～7月の勤務日数で提出 〕		

実際の勤務地

証明書発行月は最近３か月に含まない

◆育児休業中／育児短時間勤務利用の場合

1、育児休業中の場合、⑧の※欄に「育児休業中のため。○年○月○日復帰予定」等と記入します。
（復帰日未定の場合は、復帰日が決まり次第、就労証明書の再提出が必要です。）
2、育児短時間勤務の場合、⑥⑦に正規の就労状況、⑦の※欄に短時間勤務の状況を記入します。
例：４月３０日まで育児短時間勤務予定。１０～１６時勤務（月～金、週合計３０時間）

◆よくある質問に対する回答

1、証明日現在から就労時間数等の変更予定がある場合は、⑥⑦に変更後の就労状況を記入し、⑦の※欄に、現在の状況と変更年月日を記入します。
例：現在は９～１３時勤務（月～水、週合計１２時間）だが、令和５年４月１日より変更予定
2、就労開始前や開始直後で前月の就労実績がない場合、⑧は空欄で結構です。
3、証明書を１１月に作成する場合、⑧は１０月・９月・８月の実績になります。
ただし、給与の締め日の関係で前月分の実績が出ていない場合は、９月・８月・７月の実績でも可。

【問い合わせ先】世田谷区児童課児童育成担当　電話03－5432－2308（月～金　8:30～17:15）

第1号様式(第2条関係)

令和5年度入会用

記入にあたっての注意事項

※就労証明書はすべて就労先の取扱い者が記入してください(就労者本人の記入、加筆等不可)。
ただし、就労者本人が会社・店舗の代表者の場合は、本人(代表者として)による証明で結構です。
※訂正の際は二重線を引き、証明印(社印)による訂正印が必要です(修正液・修正テープは無効)。
※週の就労日数・就労時間については、規則的でかつ幅がある場合は、常態での日数・時間を記入してください。不規則の場合は、実際の就労状況を記入してください。
※鉛筆や消えるペンで記入した就労(予定)証明書は受付できません。

就 労 (予 定) 証 明 書

年　　月　　日

裏面記入例を参照のうえ
すべての欄に記入してください。

※証明印は原則朱肉を使う印鑑を使用してください(浸透印不可)。
※朱肉を使う印鑑での押印が困難な場合には電子印での押印も可能です。
※鉛筆・消えるペンによる証明は無効です。
上部、注意事項もご確認ください。

事業所名　　印 (社印)

所 在 地

電話番号

代表者名

取扱者名

次の者は、本事業所に就労(予定)していることを証明します。

①就 労 者　氏 名				
②就 労 者　住 所				
③就 労 先	事業所名			
	住所		TEL	
④仕 事 の 内 容		(常勤・非常勤・ﾊﾟｰﾄ・ｱﾙﾊﾞｲﾄ・　　)		
⑤就労(予定)開始年月日		年　　月　　日		
⑥週の就労日数・時間数 (日曜・祝日を除いた数)		1週間のうち、 週【　　】日、 週合計【　　】時間 勤務 (休憩時間を含む、労働契約上の正規の時間)		
⑦1日の就労(予定)時間 (日曜・祝日を除く)		時　分～　時　分　【　　曜日】 時　分～　時　分　【　　曜日】 時　分～　時　分　【　　曜日】 ※不規則の場合／その他備考 ( )		
⑧最近3か月の就労状況 (有給休暇取得日は含め、日曜・祝日の勤務日は除く)		【　　】月の勤務日数　【　　】日間		
		【　　】月の勤務日数　【　　】日間		
		【　　】月の勤務日数　【　　】日間		
		※ 上記の1か月の勤務日数が15日以下(週3日勤務の方は11日以下)の月がある場合や、直近3か月の勤務日数が提出できない場合は、その理由 ( )		

	学童クラブ名	***児 童 名***
※この欄のみ保護者が記入 →	小新BOP学童クラブ	

就労（予定）証明書　記入例

◆令和5年4月1日以降の就労状況を証明してください。
◆派遣社員の方は、原則として派遣元からの証明が必要です。「③現在の就労先」が派遣先になります。

4月入会は、10月6日以降に証明してください。

証明印は原則社印(朱肉を使う印鑑)です。

事情により社印をとるのが 難しい場合や、事業所にスタンプ印しかない場合は、代表者又は人事担当者が 職名・氏名を記入し、押印（朱肉を使う印鑑）してください。
（訂正も同じ証明印を使用。小印不可。）
上記のいずれも対応が難しい場合には電子印の使用も可能です。

就 労（予 定）証 明 書

令和4年　11月　1日

事業所名　◇◇株式会社　印（社印）
所 在 地　港区○○ 3－2－1
電話番号　03-xxxx-xxxx
代表者名　新橋 大介
取扱者名　人事課長 三田 一子　印

社印がない場合や、スタンプ印しかない場合に押印

次の者は、本事業所に就労（予定）していることを証明します。

①就 労 者　氏 名		北沢　明子		
②就 労 者　住 所		世田谷区代田○ー○ー○		
③就 労 先	事業所名	◇◇株式会社		
	住所	港区○○3－2－1	TEL	03-xxxx-xxxx
④仕 事 の 内 容		○○の販売、経理事務　（常勤・非常勤・パート・アルバイト・　）		
⑤就労（予定）開始年月日		令和4 年　7 月　16 日		
⑥週の就労日数・時間数（日曜・祝日を除いた数）		1週間のうち、週【 3～4 】日、週合計【 21～28 】時間 勤務（休憩時間を含む、労働契約上の正規の時間）		
⑦1日の就労（予定）時間（日曜・祝日を除く）		10時 00分～17 時 00分　【月～金のうち3日 曜日】 8時 00分～18 時 00分のうち7時間　【 月2回 土 曜日】 時　分～　時　分　【　曜日】 ※不規則の場合／その他備考 〔　〕		
⑧最近3か月の就労状況（有給休暇取得日は含め、日曜・祝日の勤務日は除く）		【 9 】月の勤務日数　【 14 】日間 【 8 】月の勤務日数　【 15 】日間 【 7 】月の勤務日数　【 8 】日間 ※ 上記の1か月の勤務日数が15日以下（週3日勤務の方は11日以下）の月がある場合や、直近3か月の勤務日数が提出できない場合は、その理由 〔 7月：月途中の採用のため。 給与の締め日の関係で9～7月の勤務日数で提出 〕		

実際の勤務地

証明書発行月は最近３か月に含まない

◆育児休業中／育児短時間勤務利用の場合

1、育児休業中の場合、⑧の※欄に「育児休業中のため。○年○月○日復帰予定」等と記入します。
（復帰日未定の場合は、復帰日が決まり次第、就労証明書の再提出が必要です。）
2、育児短時間勤務の場合、⑥⑦に正規の就労状況、⑦の※欄に短時間勤務の状況を記入します。
例：４月３０日まで育児短時間勤務予定。１０～１６時勤務（月～金、週合計３０時間）

◆よくある質問に対する回答

1、証明日現在から就労時間数等の変更予定がある場合は、⑥⑦に変更後の就労状況を記入し、⑦の※欄に、現在の状況と変更年月日を記入します。
例：現在は９～１３時勤務（月～水、週合計１２時間）だが、令和５年４月１日より変更予定
2、就労開始前や開始直後で前月の就労実績がない場合、⑧は空欄で結構です。
3、証明書を１１月に作成する場合、⑧は１０月・９月・８月の実績になります。
ただし、給与の締め日の関係で前月分の実績が出ていない場合は、９月・８月・７月の実績でも可。

【問い合わせ先】世田谷区児童課児童育成担当　電話03－5432－2308（月～金　8:30～17:15）

第2号様式(第2条関係)

令和5年度入会用

申　立　書

年　　月　　日

裏面をよく読んで記入し、添付書類とあわせてご提出ください。

※鉛筆や消えるペンで記入した申立書は受付できません。

住所

保護者氏名

児童氏名

クラブ名　　小新BOP学童クラブ

次の申し立て内容のとおりの就労状況（家族状況）により、就労証明書に替えて申請します。

☆雇用契約をされている会社があればご記入ください。

契約会社名

所在地　　電話　　（　　）

申し立て内容

①誰が

②どのような理由で

③どこで

④週何日

⑤何時から何時まで

記入事項：①誰が、②どのような理由で、③どこで、④週何日、⑤何時から何時まで

Ⅰ.「申立書」と、Ⅱ.添付書類（◆）を入会申請書に添付し、ご提出ください。

Ⅰ.「申立書」

・ 添付書類が「就労証明書」以外の方や、「就労証明書」以外の入会要件もある方はご提出ください。**保護者２人とも申立書の場合、１人１枚の申立書が必要です。**

・ ご家庭で放課後、児童の保護・育成にあたれない理由について、以下の内容をできるだけ詳しくご記入ください。

① 誰が	例：父が
② どのような理由で	フリーランスのプログラマーであり
③ どこで	自宅または契約会社内で　／　港区の事務所で
④ 週何日	週５または６日、毎週月～金曜日、月２回土曜日に
⑤ 何時から何時まで	９時～１８時まで勤務するため、児童の面倒がみられない。

Ⅱ.添付書類（◆の書類を提出）

（1） 就労しているが就労証明書を提出できない方

（フリーランスの方など。自営業・派遣社員・アルバイトの方は就労証明書を提出）

◆**３か月分のスケジュール表**（入会申請前月・申請月・申請翌月の３か月）

・自由様式(雛形あり)。仕事の内容・開始時間・終了時間・場所を明記してください。
仕事以外の、プライベートな予定は書かないで(削除して)ください。

〇スケジュール表記入例

11／7(月)	11／8(火)	11／9(水)	11／10(木)	11／11(金)	11／12(土)	11／13(日)
13:00～18:00 〇〇〇会議 東京都Ｔ区	6:00～10:00 14:00～20:00 〇〇〇撮影 横浜市Ｎ区	9:00～12:00 13:00～20:00 〇〇〇撮影 東京都Ｓ区	10:00～21:00 〇〇〇撮影 山梨県Ｋ市	12:00～20:00 〇〇〇撮影 千葉県M市	休み	休み

（2） 就学の方　　**◆学生証または在学（入学予定）証明書、及び、時間割（コピー可）**

・時間割は、どの期間に、何時から何時まで、何の授業を受けているのかがわかるもの。
４月入会の方は、入会申請時の時間割のほか、新年度の時間割も追加提出が必要です。

・授業時間以外の自主勉強等（レポート作成・研究等）は、対象になりません。

（3） 看護の方　　**◆看護対象者の診断書等（コピー可）**

・在宅看護の方は、原則対象になりません。(児童が帰宅した時に保護者が家にいるため)

（4） 疾病、入院の方　**◆診断書、入院診療計画書等（コピー可）**

・疾病の方は、児童の保護・育成が困難であることがわかるもの。

・入院の方は、入院期間がわかるもの。

（5） 障害のある方　　**◆身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳（コピー）**

・該当する手帳が１級・２級（愛の手帳は１度・２度）以外の方は、（４）の診断書等を提出してください。

（6） 産休の方　　**◆就労証明書と申立書（出産予定日と産休期間を記入）**

（7） （1）～（6）以外の方　　児童課または各新ＢＯＰ学童クラブまでご相談ください。

（　　）小新BOP　児童氏名（　　）　申立書の保護者氏名（　　）

申立書裏面の記入例のとおり、**仕事の内容・開始時間・終了時間・場所等を明記**してください。
※鉛筆や消えるペンで記入した場合は受付できません。

月（申請前月）

日	月	火	水	木	金	土

月（申請月）

日	月	火	水	木	金	土

月（申請翌月）（申請時点で分かっている仕事の予定について、なるべく詳しく記入）

日	月	火	水	木	金	土